

自家消費型太陽光発電（第三者所有モデル）実証事業 募集要項

1 趣 旨

この事業は、県内における自家消費型太陽光発電の導入を推進し、再生可能エネルギーの地産地消につなげるため、地域新電力が第三者所有モデルを活用した自家消費型太陽光発電を導入してその効果を実証する取組みに対し補助金を交付するものです。

2 補助事業

オンラインPPAモデル方式※により、県内の電力需要家に対して、自家消費型太陽光発電設備（出力10kW以上）及び蓄電池の導入を行い、その効果を検証する事業が対象となります。

ただし、県内に事務所又は営業所を有する者から設備等を購入し、かつ、県内の事務所又は営業所を有する者が設置工事を行うものに限ります。

※ 太陽光発電設備等の所有者が、電力需要家の施設等に太陽光発電設備等を自らの費用負担により設置し、所有及び維持管理を行った上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式

3 補助事業者

補助金の交付の対象者は、次の要件の全てに該当する方です。

- (1) 主たる拠点を山形県内に有し、主として山形県内で活動を行う地域新電力であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格の欠格要件）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 交付要綱の施行時から交付申請書提出までの間、山形県の物品及び役務の調達等に係る競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成4年3月16日施行）第3条第3項各号に掲げる競争入札等の参加資格を有しない者に該当するものでないこと。
- (4) 全ての県税に現に滞納がないこと。
- (5) 山形県の事務及び事業における暴力団排除に関する要綱（平成24年7月6日施行）第4条各号に掲げる排除対象者に該当するものでないこと。

【参考】上記（2）～（5）の補助事業者の欠格要件（補助事業者になれない者の要件）は、おおむね以下のとおりです。

- ① 入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 過去の県との契約において、次の行為を行った者
 - ・ 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

- ・競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ・入札において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ・地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ・正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - ・契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - ・上記のいづれかに該当し一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ④ 山形県暴力団排除条例（平成23年3月県条例第26号）に基づき、次のいづれかに該当する者
- ・役員等（補助事業者である法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ・暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
 - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - ・役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）を現に滞納している者
- ⑥ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していない者（加入する義務のない者を除く。）

4 補助対象経費

区分	内 容
設備費	事業の実施に直接必要な機械装置及びこれらに附帯する設備費
工事費	事業の実施に直接必要な工事費
その他の経費	事業の実施に直接必要なその他の経費（プラン等の提案費、設計費及び効果検証費）

※ 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まない。

5 補助額及び補助上限額

(1) 補助額

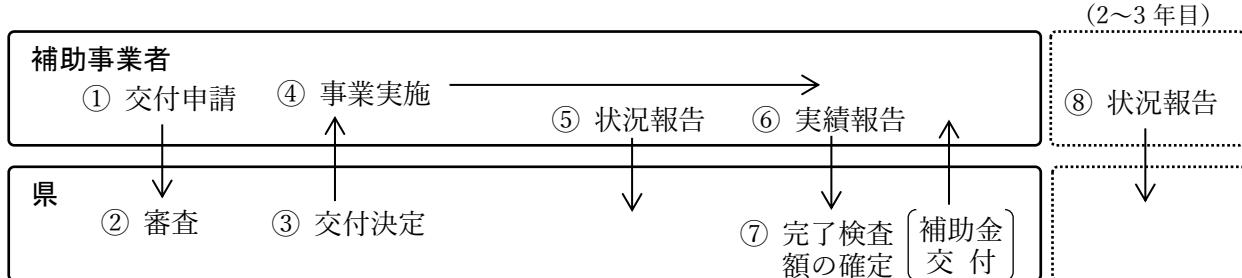
区分	内 容	
設備費及び工事費	太陽光発電設備	出力に1キロワット当たり5万円を乗じて得た額 ※複数の系列で設置する場合の出力は、各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。
	蓄電池	容量に1キロワット毎時当たり6万円を乗じて得た額
その他の経費		事業の実施に直接必要な経費の額

(2) 補助限度額

区分	内 容
設備費及び工事費	施工1か所当たり300万円
その他の経費	施工1か所当たり30万円

6 事務手続きの流れ

補助事業に係る手続きの流れは、おおむね次のとおりです。



(1) 補助事業の開始

補助事業者は、原則、県から交付決定を受けた後に、補助事業の開始が可能となります（ただし、やむを得ない場合は事前着手を認める場合があります）。

(2) 状況報告

補助事業の進捗状況を確認するため、事業実施期間中、年度末までの間に状況報告を提出していただきます（ただし、事業期間が6か月に未満の場合を除く。）。

また、補助事業年度が終了した後も、原則として令和8年度実績まで、事業実施状況を県に提出していただく必要があります。

(3) 実績報告及び額の確定

補助事業完了後は、実績報告書を令和7年4月10日までに提出してください。

県は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

(4) 補助金の交付

補助金の交付は、補助金の額の確定後となります。ただし、資金不足等で必要な場合は補助金の額の確定前であっても概算払の請求を行うことができます。

7 審査項目

おおむね次の審査項目にもとづき、書類審査により採択する事業を決定します。

項目		概要
事業実施体制	補助事業者の体制	担当者が複数名である等、トラブル等に速やかに対応できる実施体制となっているか
	需要家の選定	多数の県民が利用する施設であり、県内への波及効果が期待できるか
	電力供給契約状況	設備等導入前後の発電量や電気料金等の比較が容易であるか
	設置箇所の気象条件	本県の特色（積雪等）を考慮した設置場所の選定となっているか
効果検証の状況	効果検証期間	十分な効果検証期間が確保されているか、需給逼迫期における検証となっているか
	効果検証の内容	実用性のある内容となっているか、効果検証の内容に独自性があるか
	効果検証の方法	検証のためにどのようなデータを活用する予定としているか

8 財産処分

- 本補助事業を活用して取得し又は効用の増した財産は、処分制限期間があり、その期間が経過するまでは、処分（補助金の交付の目的に反し、他者への譲渡・廃棄など）ができません。
やむを得ずこれらの財産を処分制限期間経過前に処分しようとするときは、あらかじめ山形県知事の承認を受けなければなりません。
- オンサイトP P A契約終了後等に、需要家に対して補助対象設備の譲渡を行う場合には、その旨を申請時の事業計画書に記入してください。
また、譲渡を受けた者は、財産処分制限期間中、譲渡を受けた補助対象設備を本補助事業の目的に沿って継続して使用する必要がありますので、契約締結時にその旨を需要家に対して必ず説明してください。
- なお、財産処分制限期間経過後に当該太陽光発電設備等の廃棄を行う場合には、その時点の所有者の責任において、適切に廃棄してください。

9 募集期間等

- (1) 募集期間 令和6年5月17日（金）から同年7月1日（月）まで
持参の場合は、令和6年7月1日（月）17:15必着
郵送の場合は、令和6年7月1日の消印日まで有効
- (2) 提出先・問合せ先 〒990-8570
山形市松波二丁目8番1号
山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課
地域エネルギー振興担当
[TEL:023-630-3049](tel:023-630-3049) E-mail:yenergy@pref.yamagata.jp
- (3) 提出方法 郵送、持参又は電子メール（申請書への押印は不要です）

10 その他

この補助事業の実施状況、事業実績、効果検証等の内容について、自家消費型太陽光活電（第三者所有モデル）事業の推進のため、需要家が特定できない形で公表する場合があるほか、県が実施するセミナーや勉強会等で活用する場合があります。